

地区計画の区域内における行為の届出

地区計画は、将来にわたり地区の特性を生かした住環境を守るため、建築行為や土地利用を行ううえでの大切なルールです。地区計画の区域内で建築等を行おうとする場合は、都市計画法第58条の2の規定に基づき、事前に市へ届出が必要となります。

また、建築確認申請の際には、市が発行する「地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書」が必要となります。

なお、都市計画法第29条(開発行為)に該当する行為等については、届出は不要となります。

1 届出の期日及び部数

- 届出期日 当該行為に着手する日の**30日前までに提出**
- 届出部数 **2部** (正副各1部)

2 届出書類

種 類	備 考
地区計画の区域内における行為の届出書	※ 区画整理事業中の区域の場合は、元地番(旧地番)及び街区番号を記入してください。
確約書	※ 「垣又はさくの構造」・「建築物の形態又は意匠」が決まっていない場合は、提出してください。
仮換地指定通知書の写し 仮換地位置図	※ 区画整理事業中の区域の場合は、添付してください。

3 届出の添付図面

図面の種類	明示すべき事項等
案内図(住宅地図等)	○ 方位、申請地、道路及び目標となる地物
建築確認用図面	○ 方位、縮尺、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物の外壁面から道路及び隣地境界線までの距離
	○ 道路の位置及び道路幅員
	○ 垣(垣根)又はさく(フェンス、ブロック塀等)の名称・位置及び高さ・延長
各階平面図	○ 方位、縮尺、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
立面図(2面以上)	○ 縮尺、壁及び開口部の位置、建築物の外壁面から道路及び隣地境界線までの距離
	○ 建築物、屋外広告物及び高架水槽は、色鉛筆等で「色彩計画」の色塗り
	○ 垣(垣根)又はさく(フェンス、ブロック塀等)の高さ・延長等

4 その他

- 1) 添付図面には、車庫、物置等の記載もれのないようお願いします。
- 2) 屋外広告物の建設にあたっては、事前に東京都(多摩建築指導事務所)と協議願います。
- 3) 「適合通知書」の発行までに要する期間は、市へ届出書を提出後、約7日です。(土、日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く)

5 担当窓口 東大和市 建設環境部 都市計画課 都市計画係
電話042-563-2111(内線1254・1255)